

犯罪被害者等に関する国民意識調査の実施結果について

内閣府犯罪被害者等施策推進室

1 調査の概要

- (1) 「犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等の置かれた状況や二次的被害に関し、国民一般を対象とした意識調査を行い、並行して犯罪被害者等を対象とした調査を行って、両調査の結果を比較検証した。
- (2) 国民各層 5,331 名、犯罪被害者等 1,098 名の計 6,429 名から有効回答を得た。
- (3) 調査に当たり、社会学、被害者学等の専門家等から成る企画分析会議（別紙参照）において、調査内容の企画・結果の分析等を行った。

2 主な調査結果

- (1) 犯罪被害者等の置かれた立場は深刻であり、大変であるとの見方をする人が大半を占める一方、「犯罪被害者等基本法」について理解している人は極めて少ない（10.5%）など、国民一般の被害者問題に対する知識・理解は不足しているといえる。（P10）
- (2) 国民一般は、犯罪被害者等に接する際、「事件のことはあえて触れないで普段どおりに接する」を選ぶ人が多く（64.1%）、「被害者を見守ろうとあえて距離を置く」を選ぶ人がそれに次いで多い（27.4%）。（P22）
- (3) 犯罪被害者等は、「事件のことはあえて触れないで普段どおりに接する」を回復につながり易いと回答する人が多かった（37.2%）。「被害者を見守ろうとあえて距離を置く」については、回復につながり易いと回答する犯罪被害者等は 8.7%に過ぎない。2 番目に多かったのが「この中にはひとつもない」との回答であること（25.0%）などからも、犯罪被害者等の受け止め方は多様であることがうかがわれる。また、「事件についての相談相手」が必要と感じている犯罪被害者等も多い（被害直後 39.8%、被害から半年程度経過後 25.4%）。（P48,50,72,74）
- (4) 国民一般は、犯罪被害者等は、多様な支援を受けていると考えている人が多いが、犯罪被害者等は、支援を受けることができていないと感じており、特に、「カウンセリング等精神面でのケア」については非常に顕著な差がある（国民一般 69.6%、犯罪被害者等 11.9%）。（P20,51,64）
- (5) 犯罪被害者等が被害から回復するために、「加害者の被害弁償」を「有効だと思う」人は、国民一般では 4 割を下回ったが（38.4%）、犯罪被害者等では、多くの人が「有効だと思う」と回答した（59.3%）。
また、「加害者や事件についての情報提供」についても同様の結果となった（国民一般 32.2%、犯罪被害者等 50.5%）。（P23,54,76）

3 調査結果の活用等

本調査の結果については、内閣府ホームページ上に掲載するなど広く国民一般に公開し、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図る。

また、今後広報啓発等の施策を展開していく際の基礎的資料として活用していく。

(別紙)

「犯罪被害者等に関する国民意識調査」企画分析会議 構成員

(敬称略)

座 長	細 井 洋 子	東洋大学社会学部長
	阿 久 津 照 美	社団法人被害者支援都民センター相談員
	臼 井 敏 男	朝日新聞社東京本社論説副主幹
	奥 村 正 雄	同志社大学大学院司法研究科教授
	辰 野 文 理	国土館大学法学部助教授
	松 村 恒 夫	全国犯罪被害者の会幹事
	高 津 守	内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官